

## 権利擁護について（障がい福祉課虐待防止・権利擁護担当）

\* 今年度障がい福祉課に新設された所管。虐待防止センターとして虐待案件に対応するとともに、障がい者の権利擁護推進に取り組む。成年後見制度の窓口としての機能も持つ。

### 1 意思決定支援への取り組み（権利擁護を考える上で）

（1）本人への支援は、自己決定の尊重に基づき行うこと

\* 「自己決定」

例（情報を集める）→（それらと比較する）→（複数の選択肢から選ぶ）

→（周りの人に伝える）

（2）支援者等の価値観においては不合理と思われる決定でも、他者への権利を侵害しないのであれば、その選択を尊重する姿勢が求められる。

（3）本人の自己決定や意思確認がどうしても困難な場合は、本人をよく知る関係者が集まり、本人の行動に関する記録やこれまでの生活史、人間関係等の様々な情報等を把握し、根拠を明確にしながら、本人の意思及び選択を推定する。

→チーム支援の必要性

### 2 最善の利益の判断（本人の意思の推定が困難な場合）

本人の意思の推定が困難な場合は、関係者が協議し、本人にとっての最善の利益を判断することとなる。（最後の手段）

（留意点）

- ・ メリット・デメリットの検討
- ・ 相反する選択肢の両立
- ・ 自由の制限の最小化

↓

「本人らしい生活」「本人が選択」「本人らしい変化」

（積極的権利擁護）



「虐待や不当な扱い」「差別や中傷」等権利侵害からの保護

（狭義の権利擁護）